

第 1 章

計画の策定にあたって

- 1 策定の趣旨
- 2 県が目指す将来像
- 3 計画の位置付け
- 4 計画期間
- 5 計画のマネジメント

1 策定の趣旨

本県では、性別に関わりなく誰もが個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、平成15年に広島県男女共同参画基本計画を策定し、4次にわたる改定を重ねながら、県民、市町、事業者等との連携・協力の下、取組を進めてきました。

特に、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が施行されたことから、第4次計画では同法に基づく県計画としても位置付け、職場における女性の活躍促進に取り組みました。

これまでの取組により、女性の就業率が向上し、結婚・出産・子育て期に労働力率が低下するいわゆる「M字カーブ」が改善されるなど着実な前進が見られる一方、指導的立場に占める女性の割合が伸び悩むとともに、育児や家事などの家庭生活への男性の参画が低調であるなどの課題もあることから、性別に関わらず、自らの選択によって、ライフイベントと両立しながら働き方や暮らし方の両方において充実した人生が送れるよう更なる取組を行う必要があります。

また、そのためには、「女だから」「男だから」という性差に関する固定的な意識に縛られず、個性と能力に応じた自分らしい人生を選択する意識が醸成されることが重要となります。

一方、デジタル技術を活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）の進展により、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方ができる環境が整えられ、育児や介護などのそれぞれの状況や生き方に応じて多様な働き方・暮らし方を可能にするなど、働き方や暮らし方そのものに変革をもたらすことが期待されています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、テレワークなど家庭で過ごす時間の増加に伴うDV等の発生リスクの増加や、女性の家事育児負担の増加、非正規労働者の割合が高い女性の雇用への影響などの諸課題が顕在化してきていますが、誰もが安心して暮らすためには、こうした非常時対応だけでなく、平常時から取組を進め、課題の解消に向けて取り組む必要があります。

更に、女性、男性だけでなく、性的指向、性自認といった性の多様性への理解が重要になっていることから、そうした視点も踏まえた計画とする必要があります。

こうした状況を踏まえ、第4次計画が令和2年度で終了することから、これまでの取組の成果や課題を整理し、社会情勢の変化を踏まえ、より実効性の高い取組となるよう、「広島県男女共同参画基本計画（第5次）」として、「わたらしい生き方応援プランひろしま」を策定します。

2 県が目指す将来像

広島県においては、目指す将来像を次のように置き、これに向けて施策を推進していきます。

性別に関わらず誰もが、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現

【「目指す将来像」の説明】

- 性別に関わらず誰もが・・・・・・・・・・・・・・・・①
- 互いに人権を尊重しながら・・・・・・・・・・・・②
- その個性と能力を十分に発揮し・・・・・・・・・・③
- 社会のあらゆる分野において・・・・・・・・・・・・④
- 共に参画し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・⑤
- 責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現・・⑥

- ①…女性，男性，あるいは性的指向・性自認に関わらず誰もが，
- ②…個人としての尊厳が重んじられ，性別による差別的な取扱いを受けないこと。
- ③…性差に関する固定観念・偏見等による制約や影響を受けることなく，自分らしく個人として個性や能力を発揮することができている。
- ④…政治的，経済的，社会的及び文化的な分野など様々な幅広い分野において，
- ⑤…対等な立場で方針等の検討や決定の過程に関わり，意見を言うことができるとともに，実施段階においても対等に参加している。
- ⑥…分担した役割に応じて責任を負うとともに，成果に応じ合理的な評価を受けている。

3 計画の位置付け

- 男女共同参画社会基本法第 14 条、広島県男女共同参画推進条例第 7 条に基づく県の基本計画
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性の活躍推進法）第 6 条に基づく都道府県推進計画

【該当箇所】

- ・第 3 章 領域 I 仕事と暮らしの充実
 - 1 誰もが安心して自らが望む働き方にチャレンジできる環境づくり
 - 2 女性が意欲を持ってその力を発揮することができる環境づくり
- 「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」の分野別計画
- 「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第 4 次）」等、関連する計画との整合を図っています。

○ 男女共同参画社会基本法第 14 条（都道府県男女共同参画計画等）

都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならない。

○ 広島県男女共同参画推進条例第 7 条（基本計画）

知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を定めるものとする。

○ 女性活躍推進法第 6 条（都道府県推進計画等）

都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

4 計画期間

この計画の推進期間は、国の第5次男女共同参画基本計画との整合性を図り、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までとします。

参考 広島県男女共同参画基本計画

第1次	平成15（2003）～17（2005）年度
第2次	平成18（2006）～22（2010）年度
第3次	平成23（2011）～27（2015）年度
第4次	平成28（2016）～令和2（2020）年度

5 計画のマネジメント

- この計画は、本県の総合計画である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」の分野別計画として、施策ごとに主要成果指標（KPI）を定めていますが、取り組む施策は幅広く、庁内関係局も多いことから、適切に進捗管理を行っていくことが必要です。
- このため、早期にロードマップを作成し、目指す姿や施策の方向ごとに、達成状況などの進捗管理を行っていきます。
- 具体的には、毎年度、県庁内の各局で構成される会議等において関係分野の進捗状況を把握するとともに、自己点検・評価等を行い、必要に応じて取組内容の見直しを行うなど、適切な執行を確保します。
- 合わせて、この自己点検・評価等の結果を、毎年度開催する、外部有識者等で構成された広島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に諮り、その意見等を施策に反映させていただきます。
- また、審議会や有識者等からの意見をもとに、社会情勢の変化や新たな課題にも、既定の目標の変更なども含め、柔軟に対応していくことで、目指す将来像に向けて計画を着実に実行してまいります。

